

令和4年

総務委員会

3月23日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和4年3月23日

午後2時55分 開会

午後3時18分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林 淳

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	市民生活部長	馬場秀樹
財政課長	萩野昭久	防災防犯対策課長	堅田直寛

## 5. 傍聴議員

いとう ひろし	服部 龍一	中村 めぐみ	ごとう 学
三浦 桂司	近藤 ひろひで	青木 亮	郷右近 修
清水 義昭	近藤 郁子	毛 受明宏	近藤 千鶴
ふじえ 真理子	近藤 善人		

## 6. 傍聴者

なし

午後2時55分開会

○総務委員長（月岡修一議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は、2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） 総務委員会、御苦労さまです。

慎重審査よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第36号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第36号 豊明市消防団員等公務災害

補償条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要があるためです。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第3条第2項のただし書を削ります。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

なお、経過措置としまして、第2条及び第3条で、既に傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができるとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これは国民年金法の改正に伴う条例改正だと思いますけど、国民年金保険法の改正の中身を読みますと、障害補償年金とか遺族補償を受ける権利を有するこれらの公庫、要するに日本政策金融公庫などが行うこれらの年金の担保、担保貸付けができないということになったからここを外すという、この条例の文章を削るといふ、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃったとおりで、こちらの日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫、こちらのほうの恩給・共済年金担保融資、こちらのほうが令和4年3月末で新規の受付を終了するということが国の法律で決定したということでの改正となります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 市内の方で、この制度を利用された方とかは今までいらっしゃいますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回の法律改正に影響しますのは、消防団員が公務等により負傷して、障がいを負って障害補償年金に該当するような方がこの制度に該当するんですけども、こちらにつきましては、現行ではそういった融資を受けるための障がいを受けたような方はいらっしゃいませんので、市内ではおりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、この政策金融公庫等、担保を供する、そういう事業がなくなったと、そういうふうに法律が改正されたということなんですけども、そういうふうになったという背景というのは、何かつかんでおりますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回の法律改正が、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律、こちらのほうが基になっております。

こちらの法律の概要につきましては、被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等、そういった見直しが盛り込まれた制度になっております。その法律の65条にさらに消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正するというので、そのただし書でその消防団員の関係の条文が載っておりますということになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑ある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その65条でただし書が載っているということなんですけども、そういうふうになったというような背景というのは把握されていますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 背景としましては、繰り返しになりますけど、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行されたというのが背景

になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 馬場市民生活部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 今回のこの法律の改正というのは、もともと年金担保貸付事業というのは、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の融資の貸付けを行う事業であります。老後の生活を支える年金の受給権の保護の観点から、先ほど課長から話があったように、この事業の廃止が決定されたということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 年金担保貸付けができないようになったということですが、この冒頭の文章の機能強化からいくと、何か機能強化になってないような気がするんですけど、そういう理解ではないんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 確かに法律名のところで機能強化というふうになっておりますので、今の御指摘のとおりのは、当然、私どもも解釈としては思います。

ただ、全体で見たときの法律の概要としまして、先ほど触れさせていただきましたけども、被用者保険の適用拡大ということで、こちらの法律で、これまでの保険を受けれる方、社会保険を受けれる方が、具体的には事業者の希望要件が小さくなったといえますか、受けれる方の人数が増えたというか、そういったことがまずございます。また、在職中の年金受給の在り方の見直しですとか、受給開始時期の選択肢の拡大ですとか、そういったもろもろのいろんな制度をひっくるめての年金制度の機能強化というふうな法律になっておりますので、この部分だけを見ますと、確かに強化かって言われるとちょっと難しいところあるんですけど、法律全体としてはそういった形で、親身に国民のためになっているという全体の意味合いとしての法律名だというふうに解釈しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この一部改正の背景で、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正という法律がありますけども、これ自体は令和2年の6月に公布されているんですけども、この議案が今回、最終日の即決で上がってきている理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、令和4年2月1日付で消防庁から各都道府県知事宛てに一部改正通知がございました。そこからさらに私ども各市町村に通知が来ております。さらに、2月22日付で再び消防庁から2月1日付の改正内容に一部訂正があるという形の通知がございまして、結果的にその修正も含めたところで最終日、本日に上程させていただくことになったということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、本委員会所管分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、令和4年度豊明市一般会計補正予算（第1号）のうち、防災防犯対策課所管分について御説明させていただきます。

補正予算書の8、9ページを御覧ください。

9款1項4目 災害対策事務事業の手数料4万1,000円及び建築確認申請業務委託料85万3,000円は、3月31日で閉館される二村児童館を新たに防災備蓄倉庫として使用するため、用途を変更する必要がありますために計上したものでございます。

旧沓掛保育園廊下屋根等撤去工事費44万円は、既にお認めいただいた沓掛保育園の遊戯

室を防災倉庫として変更して使用するに当たり、渡り廊下の屋根の一部撤去及び遊戯室前にある遊具の撤去が必要なため計上させていただいたものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳入下段の18款 繰入金の財政調整基金繰入金1,444万8,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず確認ですけども、この歳出の上の手数料と建築確認申請業務委託料、この2点というのは、全てこの二村児童館を用途変更するというようなものというふうに理解してよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員のほうがおっしゃったとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういう建築確認申請業務は委託料で出てるんですけども、これは職員でできないという理由を教えてください。業務内容は用途変更だけというふうでいいんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 建築確認の関係につきましては、私ども職員でできない理由といたしますのは、当然ながら専門知識等も必要になるということも含めて、専門職でないと申請ができないというふうに聞いております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認なのですが、その専門職というのは、市にはいないというふうな理解でいいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、事業者さんじゃないとできないということで、私ども職員ではできません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足をさせていただきます。

いわゆる建築確認ということになりますと、一級建築士とか、いわゆる建築士の資格というような形になってこようかと思えます。そういった意味で、資格を持っている職員はおりますけども、それをなりわいとしてその資格を使うということになってくると、これは職員では困難であると、こういう理解でお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 関連で、これ、じゃ、85万3,000円というのは、あくまで建築確認の申請のみの委託料という理解でいいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃったとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 二村児童館も、先ほど、たしか備蓄倉庫にするということだったと思うんですけども、防災備蓄倉庫ですかね。杣掛保育園もそのようにされるということな

んですが、その辺りの違いというのはどのように考えていますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 沓掛保育園と二村児童館の備蓄倉庫としての扱いの違いということでしょうか。違いという形では特に私どもは考えておりません。先日御説明させていただきましたけれども、一応南部が現状ございます。沓掛保育園は北部という形で2拠点。今回、中部というか二村ということで、市の中部地区ということで、そういった形のリスク配分とかも含めた形で今検討しているという形でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 旧沓掛保育園の撤去の工事費用なんですけども、こちら、沓掛保育園のほかの施設なんかも解体していくという予定だというふうに思うんですけども、そこでまとめて実施せずに、今回補正で上げている理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 一番大きな理由としましては、先日の議案、沓掛保育園の議案のときにございましたけれども、まず200平米以下にしないといけないということがございます。そのためには、今、沓掛保育園が渡り廊下等で1つの建物としてみなされているということになっておりまして、その渡り廊下の屋根を一部撤去することによって、こちらのほうは遊戯室を1つの棟として見るということをお願いしております。そうすれば、条例化すれば認めるよということでしたので、まずこの屋根の撤去については必須となっております。それ以外にでも、現状でお願いしたいなと思っているのが、このジャングルジムと鉄棒が現行園庭にあるんですけども、こちらのほうも、実際、遊戯室を使うに当たりまして、ちょうどその目の前にあるものですから、今後それを使用するときちょっと支障が出るということで、併せて撤去させていただきたいということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、その当初予算が、議決が終わった直後の令和4年度の補正予算ということになるんですけども、当初予算に間に合わなくて、こうした補正予算の即決になった理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、先ほどの建築確認の関係が、こちらが一番大きくなっております。私ども愛知県等と順番に打合せをさせていただきながらやらせていただいております。最終的に、二村児童館につきましては、200平米、こちらを超えております。先ほどの沓掛保育園につきましては、渡り廊下の屋根を撤去すれば200平米未満ということでお認めいただけたんですけども、二村児童館につきましては現行200平米を超えているということで、建築確認申請が必要だということで、県とのやり取りで最終的に決定したのが最近という形になりまして、当初でちょっと間に合わなかったというのが事実でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 県との打合せが最近になったということなんですけども、それがなぜこの時期になったのかということなんですけども、こうした当初予算の直後の当日即決の補正予算というのは、よほどのことなんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、そういうコロナによってだったりとか、そういう急な変化によってということだったら分かるんですけども、いつ、市の方針としてそういった、この二村児童館を防災備蓄倉庫にするだとか、沓掛保育園をそういうふうにするだとか、そういうのが決まったのか。なぜ、その県との打合せ、確認等がそういうぎりぎりになってしまうのかということをお聞かせください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、防災防犯対策課としましては、時期としては、以前からそういう備蓄倉庫の問題についてはずっと問題として考えておりました。こちらのほうの、今のお話ありましたけど、沓掛保育園ですとか二村児童館につきましては、実際にそういった閉館であったりとか閉園するということで、実際に動き出したという形は、年末から年明けぐらいに私どもとしては検討できるというお話が出てまいりましたので、

そちらのほうから検討させていただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今の関連で、二村児童館の廃止が議決されたのがちょうど12月議会だったと思うんですけども、そこから考えていくと、スケジュール的にタイトだからこういうふうになったという理解でいいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃっていただいたとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この補正予算ですけども、賛成の立場で討論をいたしますけども、先ほども申し上げましたけども、やはり当初予算議決直後の当日即決ということで、本当によほどのことかなというふうに、よほどのことでなければいけないのかなというふうに思ってます。それは財政法の29条でも、そういう補正予算は緊急性があるものに限るというふうに書かれておまして、この財政法の趣旨に従えば、原則的には当初予算に盛り込むべきではないかなというふうに思います。当初予算がそういった補正予算ありきということになってしまうと、なかなか予算全体としてのバランスが確認できなかつたり、そういう特定の団体とか特定の部署への忖度のツールになってしまいかねないと。さらに、財政規律の低下だつたりとか無駄が増えるということが言われておりますので、その辺りはなるべくその当初予算に盛り込むという、そういう計画的な行政運営を行っていただくようお願いいたしますして、賛成といたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号のうち本委員会所管分については、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号のうち本委員会所管分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時18分閉会